

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書（案）

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行されました。期末手当の支給を含めた処遇改善のため、20年度予算においては約1738億円が措置されました。21年度は精度の平年度に伴う期末手当の支給月数の増額などのため、地方財政措置として664億円が増額されます。

しかし、一部の自治体においては、期末手当を支給する一方で、給料や報酬をその分減額する措置がなされています。勤務時間をわずかに短縮し、退職金等の対象にならないパートタイムで雇うなど、法改正の趣旨に反して、フルタイムから短時間勤務に切り替えられています。

コロナ禍において、会計年度任用職員をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。制度が平年度化したとはいえ、改正法の趣旨に沿って更なる処遇改善を図るため、引き続き、きめ細かく実態を把握し、制度を運用していくことが求められています。

正規・非正規の待遇格差の是正に向けては、国家公務員の非常勤職員に勤勉手当が支給されていることを踏まえ、地方公務員法や地方自治法の改正をさらに進めていく必要があります。また、会計年度任用職員の休暇については国の基幹業務職員との権衡により措置することとされ、病気休暇については無給とされています。有給の夏季・冬季休暇の付与や、正規・非正規労働者の間で取り扱いが異なることについては、「不合理の格差」にあたるとした最高裁判決も踏まえ、休暇に関しては、国・地方ともに常勤職員と同じ取り扱いとすべきです。

よって、政府に対して、所要額の調査を定期的に行い、会計年度任用職員の実態を把握するとともに、「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政的措置を講じ本格的業務を担う会計年度任用職員を任期の定めのない正規職員として任用するような制度改善を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年6月29日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣